

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第 1 基本方針	1 基本方針 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっているか。	都条例第111号第79条
第 2 人員に関する基準	1 従業者の配置の基準 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者を規則で定める基準により置いているか。 (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に必要な1以上の数となっているか。 また、常勤であるか。 なお、指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、都条例第42号第4条又は都条例第51号第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たすものとみなす。 (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上配置しているか。 なお、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、都条例第112号第79条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たすものとみなす。	都条例第111号第80条第1項 都規則第141号第14条第1項第1号 都規則第141号第14条第2項 都規則第141号第14条第3項 都規則第141号第14条第1項第2号 都条例第111号第80条第2項

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第3 設備に関する基準	1 設備及び備品等 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 なお、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、都条例第112号第80条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たすものとみなす。	都条例第111号第81条第1項 都条例第111号第81条第2項
第4 運営に関する基準	1 管理者の責務 (1) 管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業員の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業員に都条例第111号「第5章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 2 運営規程 指定訪問リハビリテーション事業者は、各指定訪問リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という）を定めているか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額	都条例第111号第88条（準用第51条第1項） 都条例第111号第88条（準用第51条第2項） 都条例第111号第82条

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	(5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項 3 勤務体制の確保等 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーションを提供することができるよう各指定訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制を定めているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、各指定訪問リハビリテーション事業所において、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供しているか。 (3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質向上のための研修の機会を確保しているか。 (4) 指定訪問リハビリテーション事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 4 業務継続計画の策定等 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知する	都条例第111号第88条（準用第11条第1項） 都条例第111号第88条（準用第11条第2項） 都条例第111号第88条（準用第11条第3項） 都条例第111号第88条（準用第11条第4項） 都条例第111号88条（準用第11条の2の第1項） 都条例第111号88条（準用第

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	とともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 5 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問リハビリテーションの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 6 提供拒否の禁止 指定訪問リハビリテーション事業者は、正当な理由なく、指定訪問リハビリテーションの提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 7 サービス提供困難時の対応 指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 8 受給資格等の確認	11条の2の第2項) 都条例第111号88条(準用第11条の2の第3項) 都条例第111号第88条(準用第12条) 条例施行要領第三の四の3の(5)(準用第三の一の3の(6)) 都条例第111号第88条(準用第13条) 条例施行要領第三の四の3の(5)(準用第三の一の3の(7)) 都条例第111号第88条(準用第14条)

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するよう努めているか。 9 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。 10 心身の状況、病歴等の把握 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 11 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携	都条例第111号第88条（準用第15条第1項） 都条例第111号第88条（準用第15条第2項） 都条例第111号第88条（準用第16条第1項） 都条例第111号第88条（準用第16条第2項） 都条例第111号第88条（準用第17条） 都条例第111号第88条（準用第69条第1項）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	に努めているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 1 2 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際しては、利用申込者が厚生省令第36号第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行っているか。 1 3 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションの提供を行っているか。 1 4 居宅サービス計画等の変更の援助 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 1 5 身分を証する書類の携行 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を	都条例第111号第88条（準用第69条第2項） 都条例第111号第88条（準用第19条） 都条例第111号第88条（準用第20条） 都条例第111号第88条（準用第21条） 都条例第111号第88条（準用

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 １６ サービスの提供の記録 （１）指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定訪問リハビリテーションについて法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 （２）指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しているか。 １７ 利用料等の受領 （１）指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 （２）指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）第63条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第64条第１項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	第22条) 都条例第111号第88条（準用第23条第１項） 都条例第111号第88条（準用第23条第２項） 都条例第111号第83条第１項 都条例第111号第83条第２項

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、(1) 及び (2) に定める場合において利用者からの支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から適正に受けているか。 (4) 指定訪問リハビリテーション事業者は、(3) の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令第36号第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) 指定訪問リハビリテーション事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問リハビリテーションについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 18 保険給付の申請に必要なとなる証明書の交付 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	都条例第111号第83条第3項 都条例第111号第83条第4項 法第41条第8項 厚生省令第36号第65条 都条例第111号第88条（準用第25条）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	19 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針 (1) 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行っているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 20 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱い、都条例第111号第79条に規定する基本方針及び都条例第111号第84条に規定する基本的取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行っているか。 (1) 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うとともに、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行っているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行っているか。 (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (5) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーションを提供しているか。 (6) 利用者について、訪問リハビリテーション計画に従った指定訪問リハビリテーションの実	都条例第111号第84条第1項 都条例第111号第84条第2項 都条例第111号第85条第1項第1号 条例施行要領第三の四の3の(2)② 都条例第111号第85条第1項第2号 都条例第111号第85条第1項第3号 都条例第111号第85条第1項第4号 都条例第111号第85条第1

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。 (7) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。 (8) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達しているか。 (9) リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等としているか。 (10) リハビリテーション会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行っているか。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 2 1 訪問リハビリテーション計画の作成 (1) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しているか。また、訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。 (2) 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 なお、訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該	項第5号 都条例第111号第85条第1項第6号 条例施行要領第三の四の3の(2)⑧ 条例施行要領第三の四の3の(2)⑨ 都条例第111号第85条第2項 都条例第111号第86条第1項 条例施行要領第三の四の3の(3)① 都条例第111号第86条第1項 条例施行要領第三の四の3

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 (3) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該訪問リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 (4) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しているか。 (5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。 (6) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、都条例第 111 号第 142 条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、都条例第 111 号第 86 条第 1 項から第 4 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 2 2 利用者に関する区市町村への通知 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、	の(3)③ 都条例第111号第86条第2項 条例施行要領第三の四の3 の(3)⑤ 都条例第111号第86条第3項 条例施行要領第三の四の3 の(3)④ 都条例第111号第86条第4項 都条例第111号第86条第5項 条例施行要領第三の四の3 の(3)⑥ 都条例第111号第88条（準用第30条）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 2 3 衛生管理等 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に十分に周知しているか。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ウ 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。 (4) アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 2 4 掲示 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制その他の利用申込者の	都条例第111号第88条（準用第32条第1項） 都条例第111号第88条（準用第32条第2項） 都条例第111号第88条（準用第32条第3項） 都条例第111号施行規則第14条の2（準用第4条の2の第1項第1号） 都条例第111号施行規則第14条の2（準用第4条の2の第1項第2号） 都条例第111号施行規則第14条の2（準用第4条の2の第1項第3号） 都条例第111号施行規則第14条の2（準用第4条の2の第2項） 都条例第111号第88条（準用第33条第1項）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定訪問看護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 2 5 秘密保持等 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、サービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 2 6 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 2 7 苦情処理 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者及びその家族からの指定訪問リハビリテーシ	都条例第111号第88条（準用第33条第2項） 都条例第111号第88条（準用第33条第3項） 都条例第111号第88条（準用第34条第1項） 都条例第111号第88条（準用第34条第2項） 都条例第111号第88条（準用第34条第3項） 都条例第111号第88条（準用第36条） 都条例第111号第88条（準用

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	ョンに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。 (4) 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。 28 地域との連携 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めているか。	第37条第1項) 都条例第111号第88条(準用第37条第2項) 都条例第111号第88条(準用第37条第3項) 都条例第111号第88条(準用第37条第4項) 都条例第111号第88条(準用第38条) 都条例第111号第88条(準用第38条第2項)

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	29 事故発生時の対応 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 30 虐待の防止 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に十分周知しているか。 イ 虐待防止のための指針を整備しているか。 ウ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 エ アからウに掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いているか。 (2) アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	都条例第111号第88条（準用第39条第1項） 都条例第111号第88条（準用第39条第2項） 都条例第111号88条（準用第39条の2） 都条例第111号施行規則第14条の2（準用第4条の3の第1項第1号） 都条例第111号施行規則第14条の2（準用第4条の3の第1項第2号） 都条例第111号施行規則第14条の2（準用第4条の3の第1項第3号） 都条例第111号施行規則第14条の2（準用第4条の3の第1項第4号） 都条例第111号施行規則第

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	３１ 会計の区分 (１) 指定訪問リハビリテーション事業者は、各指定訪問リハビリテーション事業所において経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 (２) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。 ３２ 記録の整備 (１) 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 (２) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から２年間保存しているか。 なお、「その終了の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日としているか。 ア 訪問リハビリテーション計画 イ 都条例第111号第23条第２項の規定を準用する提供したサービスの具体的な内容等の記録 ウ 都条例第111号第85条第１項第３号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 都条例第111号第30条の規定を準用する区市町村への通知に係る記録 オ 都条例第111号第37条第２項の規定を準用する苦情の内容等の記録 カ 都条例第111号第39条第１項の規定を準用する事故の状況及び処置についての記録	14条の２（準用第４条の３の第２項） 都条例第111号第88条（準用第40条） 平13老振発第18号 都条例第111号第87条第１項 都条例第111号第87条第２項 条例施行要領第三の四の３の(4)

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第5 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令第37号第131条で定める事項に変更があったとき又は休止した当該指定訪問リハビリテーション事業者を再開したときは、厚生省令第37号で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生省令第37号で定めるところにより、その廃止または休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第75条第1項 厚生省令第37号第131条第1項第4号 厚生省令第37号第131条第3項 法第75条第2項 厚生省令第37号第131条第4項
第6 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平12厚告19の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平27厚労告93に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 訪問リハビリテーション費 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定しているか。 なお、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者であって、別に	平12厚告19一 平12厚告19二 平12厚告19三 平12厚告19の別表4イ注1 平27厚告94の8

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告94の8の2）に適合するものに対して指定訪問リハビリテーションを行った場合は、平12厚告19の別表「指定居宅介護サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費のイの注14」の規定にかかわらず、所定単位数を算定しているか。 3 高齢者虐待防止措置未実施減算 厚生省令第37号第37条の2に規定する以下の措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 （1）虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に十分周知しているか。 （2）虐待防止のための指針を整備しているか。 （3）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 （4）アからウに掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いているか。 4 業務継続計画未策定減算（令和7年3月31日までの間、適用しない） 厚生省令第37号第30条の2の第1項に規定する以下の措置を講じていない場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 （1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 （2）当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平12厚告19の別表4イ注2 平27厚労告95の11 平12老企第36号の第二の4 （4） （準用第二の2（10）） 平12厚告19の別表4イ注3 平27厚労告95の11の2 平12老企第36号の第二の4 （5）（準用第二の2（11））

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	5 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物等に居住する利用者に対する取扱い 指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する利用者を除く。)又は指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 6 特別地域訪問リハビリテーション加算 別に厚生労働大臣が定める地域(平24厚労告120)に所在する指定訪問リハビリテーション事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った場合は、特別地域訪問リハビリテーション加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 7 中山間地域等における小規模事業所の評価 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準(1月当たり延訪問回数が30回以下)に適合する指定訪問リハビリテーション事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った場合は1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平12厚告19の別表4イ注4 平12老企第36号の第二の4 (2) 平12厚告19の別表4イ注5 平12老企第36号の第二の5 (6)(準用第二の2(17)) 平12厚告19の別表4イ注6 平27厚労告96の4の3 平21厚労告83の1 平12老企第36号の第二の5 (7)(準用第二の2(18))

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（厚生省令第37号第82条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。 (2) 当該加算を算定する利用者から、都条例第111号111号第83条第3項に規定する交通費の支払を受けていないか。 9 短期集中リハビリテーション実施加算 利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日又は法第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。）から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。 10 リハビリテーションマネジメント加算 別に厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告95の12）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次	平12厚告19の別表4イ注6 平21厚労告83の2 平12老企第36号の第二の5 (8) (準用第二の2 (19)) 平12厚告19の別表4イ注8 平12老企第36号の第二の5 (9) 平12厚告19の別表4イ注9 平27厚告95の12 平12老企第36号の第二の5 (10)

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	に掲げるその他の加算は算定しない。 さらに、訪問リハビリテーション計画について、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、1月につき270単位を加算しているか。 (1) リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ 180 単位 (2) リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ 213 単位 11 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、1週に2日を限度として、1日につき240単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定していないか。 12 口腔連携強化加算 厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告95の12）に適合しているものとして、都道府県知事に対し、届け出ている指定訪問リハビリテーション事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算しているか。 13 頻回のリハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合の取扱い 指定訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護	平12厚告19の別表4イ注10 平12老企第36号の第二の5 (11) 平12厚告19の別表4イ注11 平27厚労告第95の12の2 平12老企第36号の第二の5 (12)（準用第2の2(23)） 平12厚告19の別表4イ注12

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問リハビリテーション費を算定していないか。 14 サービス種類相互の算定関係 (1) 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間に、訪問リハビリテーション費を算定していないか。 (2) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護及び医療機関を退所・退院した日に、訪問リハビリテーション費を算定していないか。 15 事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算 別に厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告95の12の2)に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、医療機関に入院し、リハビリテーションの提供を受けた利用者であって、当該医療機関から、当該利用者に関する情報の提供が行われている者においては、退院後1ヶ月以内に提供される訪問リハビリテーションに限り、減算を適用しない。 16 退院時共同指導加算 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合に、当該	平12厚告19の別表4イ注13 平12老企第36号第二の1 (2) 平12老企第36号第2の1 (3) 平12厚告19の別表4イ注14 平12老企第36号の第二の5 (14) 平12厚告19の別表4ロ注 平12老企第36号の第二の5 (15)

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	退院につき1回に限り、所定単位数を加算しているか。 17 移行支援加算 別に厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告95の13)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき17単位を加算しているか。 18 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告95の14)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い1回につき次に掲げる所定単位数のいずれかを加算しているか。 (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 6 単位 (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 3 単位	平12厚告19の別表4ハ注 平27厚労告第95の13 平12老企第36号の第二の5 (16) 平12厚告19の別表4ニ注 平27厚労告第95の14 平12老企第36号の第二の5 (17) (準用第2の3(12⑥、⑦))

＜参考＞

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
厚生省令第36号	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
厚生省令第37号	⇒	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
厚生労働省令第35号	⇒	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
厚生労働省令第37号	⇒	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)
都条例第42号	⇒	東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第42号)
都条例第51号	⇒	東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年3月30日東京都条例第51号)
都条例第111号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
条例施行要領	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12老企第36号	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平12老企第54号	⇒	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)
平12老企第55号	⇒	訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(平成 12年3月3日老企第55号)
平13老振発第18号	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚劳告127	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚劳告83	⇒	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚劳告120	⇒	(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)
平27厚劳告93	⇒	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年3月23日厚生労働省告示第93号)
平27厚劳告94	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚劳告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚劳告96	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第0317001号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
労働者派遣法	⇒	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年7月5日法律第88号)
建築物の耐震改修の促進に関する法律	⇒	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	⇒	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年12月22日政令第429号)
消防法施行規則	⇒	消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)